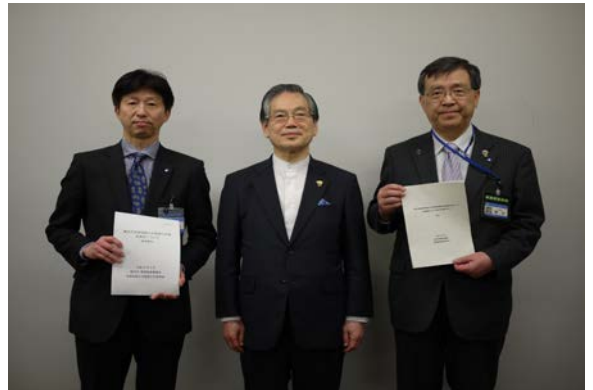


横浜市環境創造審議会より2件の答申をいただきました

本市では、環境基本法及び横浜市環境創造審議会条例に基づき、環境の保全及び創造に関する事項について調査審議するため、横浜市環境創造審議会を設置しています。

平成30年3月28日に、横浜市環境創造審議会（進士 五十八 会長）から「横浜市環境管理計画及び生物多様性横浜行動計画の改定について」「横浜市地球温暖化対策実行計画の改定について」の答申をいただきました。



進士会長(中央)から答申をいただきました

1 横浜市環境管理計画及び生物多様性横浜行動計画の改定について

(1) 諮問の趣旨と経過

横浜市環境管理計画は、横浜市の環境施策を総合的かつ計画的に推進するための計画です。また、生物多様性横浜行動計画は、市民が身近な生き物とふれあい、生物多様性の理解を深め、行動を起こしていくための取組を取りまとめた計画です。

両計画とも2025年を目指した横浜の将来像の実現に向けて、4年を単位とした短期的目標を定めて施策を展開していますが、短期的な目標が2017年度に満了することから社会状況の変化も踏まえて計画を見直す必要が生じました。

そこで、平成29年10月27日、市長から横浜市環境創造審議会に「横浜市環境管理計画及び生物多様性横浜行動計画の改定」について諮問しました。

(2) 答申の概要

本答申は、①環境政策の更なる総合的な推進、②それを実現していくための連携方策、③持続可能な環境施策の展開に不可欠な環境教育・学習のあり方について、の3点に留意して取りまとめられています。（詳細は別添資料1をご覧ください。）

(3) 本市の対応

この答申が委員の皆様幅広い視点からとりまとめられた貴重なご意見であることを踏まえ、環境政策の更なる総合的な推進に向けて、「横浜市環境管理計画及び生物多様性横浜行動計画（素案）」を策定します。

2 横浜市地球温暖化対策実行計画の改定について

(1) 諮問の趣旨と経過

横浜市では平成23年に「横浜市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定し、東日本大震災後の我が国の地球温暖化対策やエネルギー政策を取り巻く状況の変化等を踏まえ、平成26年に計画を改定するとともに、「横浜市エネルギーアクションプラン」、「横浜市気候変動適応方針」を策定するなど、対策を推進してきました。

一方で、新たな国際枠組みである「パリ協定」が採択・発効し、国は「地球温暖化対策計画」、「気候変動の影響への適応計画」を策定する等、近年、地球温暖化対策は世界的な転換点を迎えています。

本市では、これらの国内外の動向等を踏まえ、対策の更なる強化を図るとともに、広く地球温暖化対策に貢献し、持続可能なまちづくりを実現していくことが必要です。

そこで、平成29年10月27日、市長から横浜市環境創造審議会に「横浜市地球温暖化対策実行計画の改定」について諮問しました。

(2) 答申の概要

本答申は、「今世紀後半のできるだけ早い時期における温室効果ガス実質排出ゼロ（脱炭素化）の実現」を温暖化対策の目指す姿（ゴール）として新たに設定することや、横浜の将来像、基本方針、重点施策等が取りまとめられています。（詳細は別添資料2をご覧ください。）

(3) 本市の対応

この答申が委員の皆様の幅広い総合的な視点からとりまとめられた貴重なご意見であることを踏まえ、「横浜市地球温暖化対策実行計画（素案）」を策定します。

※横浜市環境創造審議会、部会の開催記録等については、横浜市環境創造局ホームページをご覧ください。

[【http://www.city.yokohama.lg.jp/kankyo/etc/shingikai/kankyousouzoushin/】](http://www.city.yokohama.lg.jp/kankyo/etc/shingikai/kankyousouzoushin/)

お問合せ先
横浜市環境管理計画及び生物多様性横浜行動計画の改定について (横浜市環境管理計画に関すること) 環境創造局政策課長 奥野 修平 TEL 045-671-2686
(生物多様性横浜行動計画に関すること) 環境創造局政策課環境プロモーション担当課長 小川 久美子 TEL045-671-3830
横浜市地球温暖化対策実行計画の改定について 温暖化対策統括本部環境未来都市推進課担当課長 山形 珠実 TEL 045-671-2336